

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

## （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

### 児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人※1	+ 790 人程度
保健師	100 人※3	→	各児童相談所※2	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

### 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988 市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）